

年金は老後のためだけではありません!

障害者のための障害基礎年金

国民年金に加入中（もしくは60歳以上65歳未満で日本に住んでいる）に初診日のある病気やけがで国民年金法の政令に定める1級または2級の障害の状態になった人が受けられます。

◎受給にはいくつかの要件があります。
初診日の前日においつ、

- ①年金制度加入時（20歳）から初診日の属する月の前々月までの間に、保険料を納めた期間（保険料免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間を含む）が3分の2以上あること（3分の1以上の未納がないこと）
- ②初診日の前々月から直近1年間に未納がないこと（①の要件がない場合）

※請求手続きができるのは、初診日より1年半経過している、もしくは症状が固定している（これ以上改善が見込めない状態）時点です。

事例1 26歳で交通事故にあい、障害が残ってしまったAさん。20歳から事故にあうまでの期間に、保険料を未納にしていた期間があるために障害基礎年金を受けられることができませんでした。

なぜ??

Aさんは20歳から26歳までの期間で3

分の1以上の未納期間があったので障害年金を受けられませんでした。

障害基礎年金を受けるには初診日のある月の前々月までの国民年金に加入すべき期間のうち、保険料を納めた期間（保険料免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間を含む）が3分の2以上ある必要があります。

※3分の1以上の未納があっても、事故にあう前々月までの直近1年間に納付が免除等に行えば障害年金を受けられることができました。

事例2 脳梗塞で倒れ、体に重度の馬ヒが残った50歳のBさんは障害年金を受け取ることができました。

なぜ??

Bさんは国民年金に加入した20歳のときから国民年金の納付を行い、失業等で支払い困難なときは免除申請手続きを行ってきたので、受け取ることができました。

何かあつてからでは遅い!

国民年金は万が一の備えです!



障害基礎年金額（平成25年度の額、なお、特例水準解消と同じスケジュールで、平成25年10月分から1%、引き下げられる予定です。）

- 1級・・・98万3,100円（年額）
- 2級・・・78万6,500円（年額）

※障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている子（18歳に到達した年度末までの子か、20歳未満の障害のある子）があるときは加算があります。

20歳前に障害者になった方は...

国民年金に加入する20歳になる前に1級、2級の障害者になった場合は、20歳になったときから障害基礎年金を受給できます。ただし、本人に一定以上の所得がある場合は、所得額に応じて全額または半額が支給停止になります。

特別障害給付金

国民年金への加入が任意だったために加入せずに障害を負い、障害基礎年金を受けられない人に平成17年4月から特別障害給付金制度があります。対象となる人は国民年金係へご相談ください。

対象となる人

昭和61年3月以前に配偶者が厚生年金に加入していたので国民年金は任意加入だった人や、平成3年3月以前に学生であつて任意加入していなかった人のうち

障害基礎年金の1級、2級の障害の状態の方

特別障害給付金額（平成25年度・月額、なお、特例水準解消と同じスケジュールで、平成25年10月分から0.7%引き下げられる予定です。）

- 1級・・・4万9,500円
- 2級・・・3万9,600円

障害厚生年金

厚生年金に加入中に初診日のある病気やけがなどで、障害等級の1級と2級に該当した場合は障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が受けられます。また、障害の程度に応じて3級の障害厚生年金、障害手当金があります。

※ただし、受給には障害基礎年金と同様にいくつかの要件があります。

◎初診日に加入していた年金制度で請求手続き先が異なります。

【お問い合わせ先】

・国民年金（第1号被保険者）の方の請求手続き

市役所市民課国民年金係
☎973-15498

・厚生年金、第3号被保険者の方の請求手続き

「ザ」年金事務所
☎933-13439